

【平成25年第3回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成25年10月3日 市民委員長 廣田 健一

○「議案第99号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 児童福祉審議会の委員定数について

今回の条例改正による現行制度からの人数変更はなく、委員定数は現在と同じく20名となっている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第100号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 条例改正の理由について

これまで介護保険法に基づき運用されていた事業所を障害児も利用可能とし、利用者の利便性に寄与することを目的とするものである。具体的には、児童発達支援や放課後等デイサービスが提供されていない地域において、指定小規模多機能型居宅介護事業所が児童発達支援等を受けることが困難な障害児に対して「通いサービス」を提供する場合、当該サービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなすことにより、これまでサービスを受けられなかった利用者が当該事業所を「通いサービス」の事業所として利用可能となる。「通いサービス」とみなす対象事業所が増えることにより、より身近な地域で児童発達支援等を受けることができるようになる。

\* 当該施設の職員配置及び専門性の担保について

今回の条例改正の基となる省令は、主に比較的人口が少ない地域での運用を想定したものであり、本市の人口及び施設配置状況を鑑みると、本条例を適用する事例が発生する可能性は低いと思われるが、仮に発生した際には近隣施設との連携を重視しつつ、職員の配置や専門性の担保について不都合のないよう確認していきたいと考えている。

\* 条例改正の内容の詳細について

今回の条例改正の内容は、児童福祉法に基づく基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する「通いサービス」を基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスとみなすことができるようにするものである。議案の制定要旨には「みなすこと等とする」と記載しているが、これは上記内容を実現するための基準該当支援施設の利用定員や従業員数、居室の要件などの整備に加え、条例文言の整理や目次の変更などといった所要の整備を含めて「等」と表現しているに過ぎず、特にこれ以外の制度変更を行うものではない。

《審査結果》

## 全会一致原案可決

### ○「議案第101号 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 競輪場内における売店の店舗数の推移について

既存の売店は17店舗であるが、西側施設に移動し営業を継続するのは11店舗、現在の場所で引き続き営業を行うのは2店舗である。残りの4店舗については、売店使用者の高齢化や後継者問題を理由として廃業予定であると聞いている。

##### \* 各店舗の負担額の増加について

現在の各店舗の売店使用料は、1店舗当たり日額最高1,000円であるが、変更後は現在の3倍から4倍の金額になると思われる。これは、今回の売店使用料の変更に加え、西側施設における店舗面積の拡大によるものであり、売店使用者からは理解を得ているところである。

##### \* 売店使用者の選定について

業者の選定に当たっては、事前に専門的知識を有する外部有識者からなる評価委員からの意見を聞いた上で、庁内の業者選定委員会において選定することとなる。選定方式としてはプロポーザル方式を採用し、プレゼンテーションを通して、企業としての安定性及び継続性並びに富士見公園との調和を重視して選定を進める予定である。競輪場内の売店は大切なファンサービス施設であり、既存売店については、これまでの実績を外部の評価委員の意見も踏まえ評価していく。また、売店使用者で構成される協同組合の意見も、従来どおり聞いていきたいと考えている。なお、実際の選定手続は議決後速やかに行うこととしている。

##### \* 店舗間の統一性を持たせるための工夫について

既存店舗についても新規店舗と同様に選定手続を行うため、女性や家族連れ等の公園利用者にも御利用いただけるよう働きかけを行う予定である。西側施設移行に際しては、各店舗で使用するテーブル・椅子等の色や形状を合わせるなど、統一性を持たせるための工夫を施すよう検討を進めている。

##### \* 障害者雇用への配慮について

障害者の雇用については、今後も従来どおり、一定の配慮は続けていきたいと考えている。

##### \* 売店への立入調査等について

売店への立入調査等について定めた第7条は今回の改正で新たに追加となった条項であるが、これはトラブル等の発生を背景とするものではなく、これまで運用において適用していた使用許可に係る条件を、今回の改正で条例上明確に位置付けることとしたものである。

#### 《意見》

\* 厳しい経済状況の中、実質的な値上げにつながる使用料算定方式の変更には同意

できず、また要件緩和による市外業者の流入により、市内業者の営業を圧迫する懸念も拭えないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第116号 港湾施設の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 指定管理者制度への移行による経費削減効果について

平成26年度から平成28年度までの3年間の経費を算出すると、直営の場合は約1億9,100万円、指定管理者制度に移行すると約1億7,800万円となり、その差は約1,300万円である。費用の内訳は人件費に加え、コンテナターミナル管理運営費や施設の維持管理費用等であるが、人件費に注目すると、1年間で直営の場合は約2,700万円、指定管理者制度では約1,900万円となり、指定管理者制度の導入による大幅な経費削減効果が認められる。

\* 指定管理予定者の人員配置について

3名の職員が配置される予定であり、内訳は本市を退職した職員、比較的若年のプロパー職員及び港湾運送会社に勤務経験のある専門知識所有者である。今後、本市退職者の雇用は予定していないと聞いている。

《意見》

\* 本市直営の業務に指定管理者制度を導入することとなるが、今後も更なるコスト削減のための工夫に積極的に取り組んでほしい。

\* 指定管理予定者は本市退職者を雇用するとのことだが、継続的に退職者の雇用が行われると、市のノウハウを活かすという名目で天下りの温床となる懸念があるため、そのような事態とならないよう注視してほしい。

\* 指定管理者制度の導入は三港連携に係る民営化の一環として行われるものであり、市民にとって港湾施策がますます遠い存在になりかねない。JR北海道で発生した不祥事の事例では、数十年経過した中で顕在化してきた問題もある。今回の、民営化に向かう指定管理者制度導入については安全性への不安が依然として残るため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第118号 平成25年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第122号 平成25年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《意見》

\* 指定管理者制度導入に反対する立場から、指定管理料の債務負担行為を含む本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出